

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和4年度ウッドチェンジ推進事業（うち優良木造・木質化建築物等の普及啓発）の企画・運営等に係る業務

## 2 委託期間

契約の日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

## 3 委託金額の上限

金3,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 4 委託料の支払い条件

本市において成果物の検収が完了した後、受託者からの請求により支払う。  
前金払及び部分払は行わない。

## 5 事業の概要

本市においては、林業・木材産業の成長産業化や2050年のカーボンニュートラル及びSDGsの達成につなげるため、木材の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする「ウッド・チェンジ」を推進するとともに、市内産木材の利用促進や中大規模木造建築物の市内への誘導など「木の文化都市・京都」として人や投資を呼び込むことで地域経済の発展にも貢献することとしている。

本業務では、市内の建築物等における優良な木材利用事例の発信等を通じて、木材の魅力の発信や、市民ぐるみで「ウッド・チェンジ」への機運を高めることを目的とし、市民等への効果的な広報、普及啓発の企画運営を実施する。

## 6 本委託業務の内容

### (1) 「京都木の空間20選（仮称）」に係る企画運営

京都市内の優良な木造建築物等の事例を公募等により幅広く収集し、Web等を通じた市民参加型の投票を行い、今後の木質化や木造化の模範となると考えられる特に優良な事例を「京都木の空間20選（仮称）」として選定する。

※ 選定数については、応募の状況に応じて変動する可能性がある。

#### ア 事例の公募・収集

木材を利用した様々な建築物の事例について、期間を定めて広く公募・収集すること。なお、

事例の収集に当たっては、多くの応募が促されるよう配慮すること。

① 広報の実施

市民周知に必要なチラシ等を作成し、配布すること。ただし、本市公共施設への配布については、本市が行う。チラシの作成に当たっては、広報展開の時機や手法により、(2)の広報物と兼ねることを可能とする。

- ・ 公募チラシ（A3二つ折り及びA4挟み込み・両面カラー） 2,000部
- ・ 公募ポスター（A2・カラー） 100部

② 応募の受付

応募者の利便性に配慮し、より多くの事例が収集できるようWebページなどを活用するなどの工夫を行い、応募を受け付けること。

イ 市民による投票の企画・運営

応募された事例のうち、本市において選定した20件程度の優良事例について、市民による投票を行うために必要な以下の運営を行うこと。

投票期間は令和4年10月の木材利用促進月間の期間中とし、多くの市民等の参加につながる企画とすること。また、より多くの市民の参加が促されるよう、WebページやSNSなども活用するなどの工夫をすること。

① 投票に係る資料の作成

市民等が投票するために必要なパネル等の資材及びWebページに掲載するデジタルデータなどを作成すること。

- ・ 枠付きパネル（A2、片面カラー） 6枚程度

② 投票する機会の構築

市民等が投票を行うため、アクセスしやすい場所などでのパネルやポスター等の掲出を効果的に行うなど、投票しやすい環境の整備や展開を行うこと。パネルの展示に必要な機材や投票に必要な資材も準備すること。

また、必要に応じて投票行動を誘発するインセンティブを企画すること。

③ 投票結果の集計

投票結果について、特定の者が大量に投票するなど、恣意的に結果を左右する事案が無いかなど、適正に行われているかを確認し、事例毎の投票数を集計すること。

④ 表彰状の作成

選定されたことを証する表彰状等を企画、作成すること。

(2) シンポジウム等の企画運営

木材利用の機運を醸成し、木材利用を促進するため、令和4年10月の木材利用促進月間にお

いて、オンラインにより市民等を対象に啓発事業（シンポジウム等）を運営すること。

なお、テーマ及び講師（3名を予定）は本市が指定するので、本委託業務の内容には含まない。

#### ア 規模及び概要

##### ① 開催時期

令和4年10月

##### ② 配信会場

京都市内（本市と協議）

##### ③ 開催方法

オンライン配信とすること。なお、講師は配信会場の現地に集まったうえで配信する。ただし、配信場所とは別に、オンライン配信を視聴できる会場（30名程度）を交通至便な場所に準備すること。

##### ④ 対象者

林業、木材産業関係者、建築、都市計画関係者、その他一般の市民

##### ⑤ 時間

2時間程度

#### イ 事前準備

##### ① 会場の確保及び調整

- ・ 本市と協議のうえシンポジウムの目的に相応しい配信会場を確保すること。
- ・ 市内の交通至便の場所にオンライン配信を視聴できる会場（30名程度）を確保すること。
- ・ 確保する会場の設備及び規模等については、感染症対策に十分配慮すること。
- ・ 会場との事前調整や下見等を行うこと。
- ・ 配信会場及び視聴会場の会場使用料及び設備使用料の支払いを含む。

##### ② シンポジウムの運営に関する事前準備

- ・ 運営に必要なマニュアル、台本の作成及び本市との調整を行うこと。
- ・ 運営に必要な人員の手配及びマネジメントを行うこと。
- ・ 参加者を対象としたアンケート及び(1)の事例への投票を実施すること。
- ・ アンケートの内容は本市と協議の上、決定する。

##### ③ 障害者への合理的配慮

障害のある方からの参加希望があった場合、合理的配慮を行うこと。物品の準備、手話通訳者等の手配を追加する場合がある。

##### ④ 広報の実施

事業の周知及び集客につながるよう、市民等を対象とした広報物の作成等を行うこと。広

報展開の手法等により、(1)の広報物と兼ねることを可能とする。

#### ウ 当日の運営

##### ① 配信会場の造作，設営・撤去

- ・ 照明，音響，映像機器の準備（操作を含む）及び使用後に原状回復をすること。
- ・ オンラインでの運営及び進行に必要な物品の手配をすること
- ・ 運営責任者を配置し，全体の進行管理等を行うこと。

##### ② 視聴会場の設営

オンライン配信を視聴するために必要な照明，音響，映像機器の準備（操作を含む）及び使用後に原状回復をすること。

##### ③ 感染症対策

参加者等の検温，消毒，換気，その他感染症対策を徹底すること。

##### ④ その他の業務

講師（3名）に対し謝金を事業の終了時に支払うこと。

- ・ 講師は本市において3名選任する予定。
- ・ 講師への謝礼（手取り3万円）のほか，必要に応じて，交通費及び宿泊費を支払うこと。

※ 交通費及び宿泊費は，京都市旅費条例その他の関係諸規則に準じる。

#### (3) 「京都木の空間20選（仮称）」に係る事例集の作成

市民や事業者等に優良事例を共有・周知するための事例集を作成すること。事例集の作成に当たっては，選定された事例を掲載するほか，必要に応じて木材利用に関するコラムやインタビュー記事の掲載など，木材利用の魅力が的確に伝わるようデザインやレイアウトの工夫を行うこと。

##### ① 事例集の規格

A4 オールカラー20ページ程度 500部

（紙質の目安：コート紙110K，表紙はコート紙135K程度）

※ 掲載事例数については，応募の状況に応じて変動する可能性がある。

##### ② デジタルデータの作成

京都市情報館などへも掲載できるようデジタルデータも本市へ納品すること。

<スケジュール（予定）>

- 6月 事例募集の準備
- 7月 事例の募集，シンポジウム等の企画
- 8月 事例の募集
- 9月 市民による選考の準備
- 10月 市民による選考期間，シンポジウム等の開催
- 11月以降 事例集等の作成

## 7 業務の進行について

### (1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市に届け出て承認を得ること。

業務の実施に当たっては、逐次、本市と協議を行い、本市の指示により、業務を進めること。また、受託者は本市や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議録を作成し、提出すること。

### (2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市に報告を行うこと。

### (3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

## 8 実績報告

本委託業務が完了したとき、遅滞なく次の書類を提出すること。

- (1) 実施報告書 1部
- (2) 業務完了届及び請求書
- (3) 本事業で作成した資料の電子データ（DVD等）2部
- (4) (1)～(3)のほか、本市が指示するもの

## 9 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にとりながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持

つものを除き、本市に帰属する。

- (5) 個人情報の取扱に関しては、京都市個人情報保護条例に準ずること。
- (6) 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (8) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、京都市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (10) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。